明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十年国土交通省告示第三百四十五号の一部を改正する件（国土交通二七）　一
○平成二十年国土交通省告示第三百四十六号の一部を改正する件（同二八）

告示

○国土交通省告示第二十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）第三条第三号及び第十四条第三号の規定に基づき、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第三条第三号及び第十四条第三号の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成二十年国土交通省告示第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○国土交通省告示第二十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の二第三号の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則第十五条の二第三号の規定に基づき、営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成二十年国土交通省告示第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。